

情報伝達体としてのアーカイブズ及び文書館

— 情報伝達機能的観点からの再整理 —

太田 富 康

はじめに—本誌掲載にあたって

巻頭「はじめに」にあるように、本稿は国立公文書館主催の「平成10年度(第1回)公文書館専門職員養成課程」の修了研究論文として1999年3月に提出したものである。その後の3年間、筆者の怠慢から本稿を省みることなかった。今回、小特集の企画により公表の機会をいただき、さらに手を加えて論文として完成度を増したものとして改稿することを考えないでもなかったし、それが本来的なあり方であろう。平成11年度の第2回養成課程では、「類縁機関論②」のなかで修了研究論文の内容を講義し、受講生と議論する機会をいただいた。その場での貴重な意見や批判も取り入れるのが本来であろう。

しかし、もともとが養成課程のカリキュラムの一環としての意識が筆者に強かったこともあって、そのテーマ設定や論の展開は、カリキュラム、とくに指導者としてお願いした高山正也講師の講義内容を前提として成立させた。今回、改めて目を通して見て、その前提を取り払っての改稿には困難を感じた。むしろ、「4 おわりに」に、「今回、公刊されるものではない研究、という少しばかりの気楽さから、また、高山講師の講義によりアプローチ・ポイントを得たことにより、このような作業を試みさせていただいた」と記しているような条件で成されたものを崩したくないという気持ちがまさった。その結果は、あくまで養成課程という枠の中でのレポートの域を出ないことを意味するし、かなり厳しい執筆条件のもとで脱稿せざるを得なかった未熟なものを公表することになるのであるが、それも第1回養成課程の修了研究論文が、どの程度のものであったかを知っていただくこととして考えたい。

以上のような意図から、本稿は文章表現や字句の修正程度の手直しを加えた以外は、基本的に当時のレポートのまま掲載していただくことにした。「1 テーマの設定」以下、註までが、その本文である。そのため、註に養成課程の講義名をあげるなど関係者

以外には内容を確認できない、脱稿後の関連文献を掲出してない、などの問題があることをお許しいただきたい。

1 テーマの設定

1-1 課題と動向

公文書館専門職員養成課程の修了研究として課せられたテーマ設定は、「公文書館の将来像を念頭に置きつつ、公文書館が直面している問題に即したテーマ」¹⁾ というものである。日本におけるアーカイブズ制度を考えると、「直面している問題」はいくらでもあり、テーマには事欠かない。「当面問題はなく一安心」していただける分野を見出す方が困難といったほうがいいかもしれない。アーカイブズというシステムの存立そのものが、直面している問題といえる。

そのように考えれば、一方の「公文書館の将来像」も「あるべき」「めざすべき」という前提を取り敢えず外せば、多様な像が想像されるし、それは必ずしも「明るい」将来像ばかりではない。筆者には「あるべき」「めざすべき」将来像を提案できる能力はない。ただ、即物的・短絡的に筆者のような者でも思い至るものは、いわゆる「情報化社会」あるいは「情報社会」とよばれる情報環境への対応である。コンピュータを中心とした情報処理技術の急速な進展は、情報の蓄積・提供を任務とする機関、もちろんアーカイブズにおいても大きな革新をもたらした。さらに、情報の伝達や蓄積媒体の電子処理化は、アーカイブズの扱う資料そのものの性質を大きく変えるものとして注目されている。その対応が急務であると同時に、今後のレコードからアーカイブズへの一連のシステムを決定付けるものとして慎重な対応が求められている。

文書、図書をはじめとする媒体の電子化は、それらを物理的な存在としての「資料」という認識よりも、「情報」という物理的存在の如何を問わない概念として意識させるようになった。このような認識

は、既存の媒体をも情報という観点による捉え直しの対象とした。また、これらを保存し提供する機関にも、「情報管理組織」「情報サービスセンター」としての認識を生んだ。図書館界においては、「図書館・情報学」の名称・学問分野がはやくに成立している²⁾。図書館同様にアーカイブズに関係の深い史料学、古文書学、歴史学においても、情報概念を重視した史料認識の動きが見られる³⁾。

もちろん、アーカイブズにおいても例外ではなく、国文学研究資料館史料館は「過去に関わるあらゆる情報のうち、現代および未来の人間にとって、学問・文化・経済・政治その他さまざまな創造的活動の資源として活用しうるもの、あるいは活用すべきもの」を「歴史情報資源」とし、「記録史料」= archivesを「過去の情報のうち、古文書・公文書・企業文書や映像記録・磁気記録など、人間の活動の一次的な産物である生の記録 recordsであって、歴史情報資源としての永続的価値を有するもの」としてとらえ⁴⁾、保立道久氏は「現代的アーカイブスの理論は一種の情報の歴史・社会理論ともいべき様相をみせているように思われる」と評している⁵⁾。また、組織・システムとしては図書館同様の「情報管理組織」「検索に基づく情報サービス」としての認識がある⁶⁾。

1-2 情報伝達機能からの観点

しかしながら全体的に見れば、このような観点よりも、アーカイブズが他の情報資源・情報サービスと区別される「人間の活動の一次的な産物である生の記録」という特性ゆえの、「唯一の貴重な史料」としての、そして、それを保存するための施設としてのとらえ方のほうが、一般的であり、強かったのではないだろうか。戦後の史料保存運動のなかからアーカイブズが成立してきた日本の場合、その性格はことに強いと思われる。そして、そのことは正当に評価されるべきことである。

だが、この観点は既に適度の時間的経過を経て、歴史的風貌を備えた資料に対しては感覚的に納得しやすい面があるが、現代公文書の保存においては、なかなか理解の得にくい側面でもある。電子化された文書・記録にいたっては、そのむきだしの情報的相貌と保存措置の困難さから、そのオリジナル性・稀少価値的な面からの保存・利用の説得は、一層の困難が予想される。

本稿では、アーカイブズ資料を、歴史的な価値、歴史資料 [史料] という観点からいったん離し、情報の伝達体としての観点からみてみたい。そして、情報の伝達体という意味で、資料・データ一般とフラットな位置に置き、他の情報伝達体との比較から、それがいかなる特色を持つのかをみてみたい。次に、そのような特性の認識は、アーカイブズ資料を管理・提供するシステムや個別業務に、いかなる視点を与えてくれるのか、を考えてみようとするものである。

電子化システムのみにとらわれず、アーカイブズ一般を情報伝達体及び情報管理 (保存提供) システムとして見直してみることは、情報の媒体及びシステムの電子化という「直面する課題」、及びその先にある「公文書館の将来像」を考える前提において何らか資するところがあるかもしれない、との微かな希望からのテーマ設定である。

1-3 直接する動機—担任する業務と養成課程

もちろん、このテーマ設定に至る、より直接的な動機は、筆者の現在当面している業務と本養成課程での講義にある。「公文書簿冊をそっくり活字化する」という筆者の業務⁷⁾のなかで頭をよぎる課題に、もっとも直接的なインパクトを与えた講義が高山正也講師の「類縁機関論」(1998年12月4日)であった。すなわち、「情報資源たる記録を収集管理し提供する情報管理機関」としてのアーカイブズ認識であり、「利用者は作成者が行った操作を遡行して“Document”から事実・実態を浮かび上げらせ“Intelligence”を獲得する」という、その“Intelligence” [情報/知識] の獲得を可能とする情報管理、具体的にはアクセス保証、ことに言語的アクセス、概念的アクセスのサポート、という理論である。1冊の公文書簿冊をそっくり活字化するという史料編さん事業は、まさに一般利用者には解読困難な記録の「翻訳」=言語的アクセスのサポートといえるのかもしれない。また、その作業の中で意に介していることのひとつに、原本の持つさまざまな付帯情報を、活字化という「媒体変換」のなかで、いかに伝えるか、という点があるが、これは利用者が作成者の意図や環境を遡行するための情報の保証と、その理解のための手助けである、といえるのかもしれない⁸⁾。

また、編さんの対象となっている明治期の県庁文

書や「府県史料」の管理・編纂規程及びその実態をみていくと、そこでは情報や意思の伝達という第1次伝達機能が果たされた後、「将来の参考」等を目的とする第2次伝達機能へと、その機能の転換をはかる意志がうかがわれることに興味をいだいていた⁹⁾。

そこで、今回与えられた機会を利用して、「情報伝達機能」という観点から見てみるとアーカイブズはどのように見えてくるか、という整理をしてみたいという希望を持った次第である。

もちろん、この「アーカイブズの情報伝達体及び情報管理（保存提供）システムとしての観点による再整理」という作業は、アーカイブズをこのように定義付け、あるいは限定するものではない。情報伝達体そのものが減してしまえば何も始まらない。貴重な文化遺産としての保存の観点が重要であることは、あえて繰り返さない。あくまで、比較的とらえることの少なかったこの観点に立った場合に、何に気が付き、いかに整理できるか、ということであり、その結果として、別の観点・意義に繋がっていくものもある。

1-4 本稿における「情報」「資料」と「アーカイブズ」「文書館」

本稿でのターミノロジーについて、いくつか確認しておきたい。いわゆるアーカイブズについては、資料としてのそれを「アーカイブズ」、その「アーカイブズ」の保存・提供を目的とする施設・組織としてのそれを「文書館」と表記する。日本語による表記が多種にわたり、また、表記そのものが論点にかかわってくるものではあるが、ここでこれらの表記を選んだ理由は主として資料としての意味と施設・組織としての意味を区別することにあり、それ以上の積極的理由はない。

「情報」についても様々なレベルでの概念規定がなされているが¹⁰⁾、人間の所産であるアーカイブズを対象とする本稿では、「人間及び組織体相互間で、さまざまな記号の系列を用いて伝達・蓄積・処理されるもの、すべて」という程度 concepts を想定し、この「記号の系列」を紙や磁気テープ等の媒体に載せ、両者が一体となって成立する文書や図書、写真、ビデオテープ等の「資料」を「情報体」（その伝達機能を強調する際には「情報伝達体」とも表記）とした。

この情報の概念めいたものは、梅村忠夫氏の「人間と人間のあいだで伝達されるいっさいの記号の系列」という表現にならったものであるが¹¹⁾、本稿では「記号の系列」そのものが「情報」なのではなく、「記号の系列」と媒体が一体となった合成体としての「情報体」が伝達するものを「情報」と考えている。よって、伝達行為の動機・要因となった事象・事件・思想は同じであっても、それを表現するためにとられた記号の種類やその組み合わせ、さらにそれが載せられた媒体によって伝えられる「情報」は異なるものとなりえる。逆に、同一の「情報体」から受信される「情報」も、受信者の能力や環境・条件によって異なるものとなる。よって、「記号の系列」あるいは、それと媒体の合成体である「情報体」は同一であっても、そこで伝達される「情報」は、その伝達の行為ごとに異なり、厳密には同一ではない。

また、日常的な用法としての「情報」は、それによって受信者の行動判断等に資されるものというイメージがあり、直接的な命令・指示や意思、あるいは、それを仰ぐような性格のものは含めて考えない方が一般的かもしれないが、ここでは、それらも含めて考えるということである。行政文書を例にとれば、組織的な命令・指示や意思決定のための稟議、住民への公示・公告・広報等すべてが「情報の伝達」ということになる。

2 情報伝達体としてのアーカイブズ

2-1 アーカイブズとは

最初に資料としてのアーカイブズを情報伝達機能から考えてみたいが、そのためには、その前提として、ひろく資料一般のなかで、アーカイブズを特立させている要素・定義を考えておかねばならない。

ICA (International Council on Archives: 国際文書館評議会) による『DICTIONARY OF ARCHIVAL TERMINOLOGY』第3版の日本語訳ではアーカイブズを「個人または組織がその活動のなかで作成または収受し、蓄積した資料で、継続的に利用する価値があるので保存されたもの」と定義している（訳は『文書館用語集』¹²⁾による。同書では「史料」の項）。すなわち、「資料」のうちでも「個人または組織がその活動のなかで作成または収受し、蓄積した」ものであり、さらに「継続的に利用する価値があるの

で保存されたもの」がアーカイブズということになる。『文書館用語集』はその「資料」については、「記録媒体や特性にかかわらず情報が記録されたもの」としている（“document”の訳）。すなわち、これを、情報体としての観点におきかえてみれば、さまざまな情報体一般のなかの一定部分を特定する、という関係に立ち、わかりやすい¹³⁾。

しかし、両者の関係はそれほど単純ではない。情報体一般とアーカイブズを峻別するものは「個人または組織の活動のなかで」の作成・収受、そして蓄積という点にある。たとえば、図書の多くは、特定の「個人または組織の活動のなか」に入ることなしに、直接、情報サービスとしての役割を果たすために図書館等に収蔵される。この場合、特定の個人や組織の活動と関係をもつことはなく、個々の図書は個々に情報体としての役割を果たすものである。

これに対し、たとえば地方自治体の刊行物はどうか。これは地方自治体という組織の活動のなかで作成されたものである。しかし、「個人または組織の活動のなか」にあったという事実のみで、それをアーカイブズといえるものではあるまい。一般図書同様の出版物として図書館等で収集し、一点ごとに扱われる場合には情報体一般であるが、刊行した自治体組織、あるいは収受した他自治体等の組織で「蓄積」し、「継続的に利用する価値があるので保存」する場合にはアーカイブズということになる。一点一点が群から分離され、「個人または組織の活動」と全く無関係に扱われるとき、それはアーカイブズではなく、情報体一般に帰してしまっているということになる。逆にいえば、「個人または組織の活動」という関係の中に位置付けられなければ、アーカイブズを情報体一般からわざわざ特立させて位置付け、取り扱う必要はないことになる。

『文書館用語集』の「資料」の項はICA用語集のドキュメント“document”の訳であるが、ドキュメントは、資料一般>アーカイブズという一次元的な単純な関係ではない、蓄積された群体としてのアーカイブズ（あるいはレコード“records”）に対する、個々の「情報記録体」というニュアンスを表している。日本における文書館の古典ともいべきジャン・ファヴィエ氏の『文書館』の冒頭「文書とは、個人あるいは法人、私的あるいは公的機関が、その活動の結果を編成し、将来の必要を考慮して、受け入れ、構成した書類の集まりである。したがって、

書類であればどんなものでも文書を形成するものとして考えることはできないことがわかるであろう。」という文章は、「文書」と「書類」という訳語で、同様の関係を言い表しているものといえよう¹⁴⁾。逆にいえば、手稿か印刷か、一次資料か二次資料か、といった差異はアーカイブズか否か、の決定的要因ではないことになる。

よって、文書館という機関の収蔵資料をアーカイブズとして考えるのではなく、アーカイブズという資料の特性が文書館という制度・機関を必要とし、成立させたと考えらるべきであろう。アーカイブズは図書館にも博物館にも存在しうる資料であるし、実際に保存されてきている。本稿では、アーカイブズを以上のように考えて考察を進めたい。

なお、ICAの定義の「蓄積」「保存」は、必ずしもその目的や公開対象、保存期限等を示していない。組織のための利用価値、組織内の限定利用も想定されえる、ひろい概念としておさえられているようである。しかし、本稿は冒頭に述べた課題にあるように我が国の文書館制度を大前提としている。よって、本稿ではアーカイブズを一般市民への公開、利用目的の非限定性、永続的保存を要素として持つものとして考える。

2-2 情報体としてのアーカイブズ

2-2-1 生成時における情報伝達目的の有無

それにしても、なぜ「個人または組織の活動」「組織自身での蓄積と長期的な保存」にこだわり、そのようなものを他の資料一般、あるいは、その提供サービスから特立させねばならないのか。そのひとつには、そのような資料は稀少性が高く、また、長期的な保存を前提としており、資料一般のなかでも保存措置にかける比重が大きい、ということがあがるが、本稿が取り上げた情報体としての観点からはどうなのか。ここでは、他の資料との比較から考えてみたい。

情報管理／サービス機関において管理・提供される資料の類別は様々な観点から可能であろうが、ここではまず二つに大別して考えてみる。すなわち、本来的に情報伝達を目的として生成されたものと、そうでないものである。後者の例としては、たとえば民具や土器等がある。それらは、道具としての用途を果たすために生成されたのであり、記録を帯

びることもなく、情報を伝達したわけでもない。歴史学、あるいは民俗学等の調査活動を経ることによって、有効な情報を提供することになるが、当然、そこではその情報を引き出し、吸収する利用者側のアクセスが重要であり、その能力に大きく左右される。

一方、情報伝達を目的として生成されたものは、その伝達のために「記号の系列」を本来的に備えているものである。図書や文書、写真等がその例となる。その情報体から得られる情報は、それに限られるものではなく、また、受容者側の条件によって異なったものとなり得るが、基本となるのは「記号の系列」形体として作成者が用意したものであり、利用者はそれに導かれて情報を受容することになる。たとえば、「歴史情報資源」と一口に言っても、それが本来的に情報伝達体として生成・管理されてきたものと、そうでないものがあるのであり、特定の調査・研究のために歴史的情報を得るという段階で、はじめてそれらはその目的において同様に歴史情報資源となるものである。この意味で、アーカイブズはまず、本来的に情報体として生成された資料として特立される。

2-2-2 情報伝達機能の転換

次に、情報体内では、生成時に意図された情報伝達機能と、情報管理／サービス機関等での情報伝達機能が同一か否かで、やはり二つに大別できるように思われる。たとえば、一般的な図書は著者(ないし出版者)から読者へ、という情報伝達を目的として作成・出版される。その間の媒介者として出版社や書店はあるものの、そこでは本来的な利用はなく、購入した読者や図書館によって初めて情報伝達機能を開始することになる情報体である。その情報伝達の発信者は著者(出版者)であり、発信者の意図している受信者は読者である。この読者の範疇・受容能力レベルをどのように設定するか、によって伝達される情報の内容や質に変化はあるが、いずれにせよ、読者の読書という形態で伝達されることを発信者は想定している。図書館等の情報管理／サービス機関は、このような図書の情報伝達の形態を尊重し、その機能の援助こそすれ、変えることはない。すなわち、図書とは作成時の情報伝達機能が、そのまま情報管理／サービス機関における、利用者への情報伝達行為に適応される性質のものと考えられる

(もちろん、上記のような一般的な流通ルートにより一点ずつが個別の情報体としてとらえられる場合とは異なり、個人の蔵書群として収蔵されたような場合にはアーカイブズの要素が加わる)。

これに対して、アーカイブズは作成時に意図された情報伝達機能と、情報管理／サービス機関等でなされる情報伝達機能が異なる性質の情報体である。すなわち、その作成は、本来的に個人ないしは組織の活動目的にそつてのものであり、そこでの情報伝達行為は発信者も受信者も個別に異なる。

行政を例に考えてみると、たとえば意思決定のための稟議は、起案者から組織内権限者への情報(意思)伝達である。また、様々な通達・通知あるいは事務連絡等の文書は、行政体(首長、部、課等そのなかでの組織レベルは個々に異なるが)から住民全体、あるいは特定の権利者・関係者に対する情報伝達である。收受する文書はその逆方向の情報伝達となる。会議での配布資料は、会議参加者間での情報伝達であり、広報や行政刊行物は、行政体から住民への情報伝達である。首長の引継文書は、前首長から新首長への情報伝達である。そして、その発信・受信者相互の関係から、そこに記録される情報は、当事者間の共通理解を前提としており、そのレベルで記述される。第三者が、発信者・受信者と同等の情報を理解できるものでは本来ない。仮にこれを「第1次情報伝達機能」とする。

これらの文書は、この第1次情報伝達機能を果たした後、「文書管理規程」等で規定された保存年限の間、保存されることになる。これは、やはりその組織の活動のなかで有用な役割＝情報伝達を果たすことが期待されているからである。すなわち、業務遂行上に有益な情報＝実績、知識、経験、前例等を提供する、あるいは、証拠性や説明責任を果たす、という役割が想定されている。前者の有用性は「業務価値 administrative value」、後者のそれは「財務価値 fiscal value」「法務価値 legal value」とよばれるものである¹⁵⁾。ここでは、第1次情報伝達における発信・受信関係はなくなり、発信者はいわば記録管理者であり、受信者は組織内の不特定(作成原課等の一定度の特定性は想定されるが)の職員である。その情報伝達目的も、上記の諸価値に基づいた目的に変化し、第1次情報伝達時点とは異なる。さらに、個々の利用にあたっての記録管理者から利用職員への情報伝達として捉えるだけでな

く、5年、10年という期間の保存は、資料全体として未来の組織・職員全体への情報伝達機能を果たしていると捉えることができる。すなわち、第1次情報伝達が、共時的な空間間伝達であるのに対し、保存という行為が加わることにより、この段階では通時的な伝達、時間間伝達ともいうべき機能に転換している、といえる。このような転換を経た段階で果たされる機能を仮に「第2次情報伝達機能」としておく¹⁶⁾。これだけの転換を行うわけであるから、その機能を十分に果たすためには、そのための手立て、管理が必要となる。

2-2-3 アーカイブズへの転換

アーカイブズは、このいわゆるレコード“records”とよばれる段階から、更に情報伝達機能を転換させたもの、すなわち、「第3次情報伝達機能」を果たすべきものと考えられる。すなわち、第2次段階では転換されたとはいえ、受信者は一定の情報理解の共通基盤を持つ組織内であり、その伝達（受容）目的も比較的1次機能段階の目的に規定され、それによって得られる利害に対立関係は想定されにくい¹⁷⁾。通時的に伝達される期間も有期的なものである。

これに対して、アーカイブズは受信者が組織の内外部にとらわれない。このことは、伝達（受容）目的も第1次、第2次の目的とは大きく異なり、また、ひろがることを意味し、情報の利用による利害の対立を生じることをも意味する。永続的な通時性は、5年、10年のスパンでは想定されない措置を必要としよう。第1次から第2次への転換が、空間間伝達から時間間伝達へという大きな転換であったのと同様に、あるいはそれ以上に、第2次からアーカイブズへの転換は大きなものと考えられる。情報伝達の観点からみたとき、アーカイブズとは、同一の情報体が第3次の情報伝達機能を果たす段階にまで転換した資料、ととらえることができる。

このように、情報体の生成において期待された情報伝達機能が、情報管理／サービス機関等における情報伝達機能とほぼ一致する図書に対し、アーカイブズは、その機能が二転三転し、大きく異なっているという特徴がある。この特徴は、アーカイブズが他の情報体から特立される大きな要因のひとつと考えられる。「個人あるいは組織がその活動のなかで作成または収受し、蓄積した」という特長も、こ

こにかかわってくる。

それゆえ、アーカイブズという情報体の管理・提供にあたっては、この特性に応じた、やはり固有の方法が求められることになる。それは、資料の収集から整理、保存、利用提供といった管理の各機能において、それぞれ生じるものである。以下、この面について、とくに利用提供の場面を基軸に考えてみたい。

3 情報獲得のためのアクセス

アーカイブズの情報体としての特性を以上のように考えたとき、そのような情報体を提供する情報管理／サービス機関に必要とされる機能や要素について考えてみたい。それは収集にはじまるシステムの様々な場面で考えることが必要であるが、情報伝達機能を主たる観点とする本稿では、利用者への情報伝達＝資料の利用の場面から考察にはいることにしたい。そこから、他の場面にも共通する基本的な姿勢をみることができると考える。なお、アーカイブズの管理・提供は図書館固有・独占の機能ではなく、他の情報管理／サービス機関においても担われている。しかし、繁雑さを避けるため、以下、その情報管理／サービス機関を「図書館」の名称に代表させて記述する。

さて、ここではアーカイブズの利用を、高山講師の講義においてなされた「利用者は作成者が行った操作を遡行して“Document”から事実・実態を浮かび上げさせ“Intelligence”を獲得する」行為として捉える。もちろん、2-1でみてきたように、“Document”を“Archives”に置き換えて。

同講義ではこの「“Intelligence” [情報／知識] の獲得」にとっての障害として、アメリカの図書館・情報学者M. K. バックランド氏による「文献を検索し、文献によって知識を得ようとする時に付随する4種のアクセシビリティ」が紹介された¹⁸⁾。すなわち、

指示的アクセス：どんな文献がこの質問について役立つ情報を含んでいるかを明らかにする。

物的アクセス：指示的アクセスによって明確となった文献を、実際に読めるようにする。所蔵していなければ他から借り出したり、複写をつくらしたりする。

言語的アクセス：外国語文献の場合の翻訳など、

言語的障害の克服を行う。

概念的アクセス：文献の理解に必要な概念の理解。の4種である。バックランド氏は、「図書館は最初の二つ（指示的アクセスと物的アクセス）にこだわり、後の二つ（言語的アクセスと概念的アクセス）をおろそかにする傾向が見られる」としており、この点、高山講師の講義においても、公立図書館では後者について否定的である、との説明があった。

では、アーカイブズではどうなのか。現状は別に、これら4種のアクセスへの比重や保証に、情報体としての特性が反映されなければならない。情報機能の転換を経たアーカイブズにおいては、図書等の他の情報体に比して、利用者は作成者が行った操作を遡行することに困難が伴うことが容易に想定されるからである。「人が知識を獲得する過程が検索ベースのシステムごとに大きく異なっていると考えた方がよいという理由はないと思われる。それゆえ、第9章[上記の4種のアクセスについての記述を含む「第9章 知識の獲得」—筆者注]で述べた事柄は図書館サービスにとっても同様に文書館やその他のサービスにとっても正当（もしくは不当）なものであると思われる」¹⁹⁾ というバックランド氏の見解に従い、便宜この4種のアクセス・ポイントからアーカイブズの利用＝情報／知識の獲得のための行為を考えてみたい。

4種のアクセスのうち、指示的アクセスと物的アクセスが間接的にコミュニケーションの促進にかかわるものであるのに対し、言語的アクセスと概念的アクセスは、直接コミュニケーションにかかわるものであり、「文献と目との間に知的な障害が存在するかもしれないということの意味する」¹⁸⁾ ものであるので、順序を逆にして後者のふたつの概念からアーカイブズを考えてみたい。もちろん、バックランド氏概念規定を逸脱すると思われるものもあるが、アーカイブズにおける解釈として括大的に考えてみる。

3-1 言語的アクセスと概念的アクセスのポイントから

3-1-1 言語的アクセスのサポート

まず、言語的アクセスである。現代のアーカイブズでは、比較的この問題の大きさは感じない（もちろん外国語により記されたアーカイブズの問題があるが、これはアーカイブズだけに特徴的な問題では

ない）。すぐに想起されるのは、いわゆる古文書のくずし字である。一定の熟練を経なければ、その内容を理解することが困難なものである。明治期まで日常的に使用されているので、くずし字が読めない人（現代では圧倒的多数の人、ということになると思われるが）にとって、言語的アクセスに不自由を感じないで利用できるアーカイブズは20世紀のもの程度に限られることになる。また、アーカイブズの保存の長期性を考えたとき、20世紀以降のアーカイブズもいずれ、大多数の人には読めない、という時代がくることも想定されえないではない。アーカイブズにとって、言語的アクセスは不可避の課題といえるかもしれない。

この問題に対して、まず前提となるのがアーカイブズの提供対象である。第3次情報伝達機能に転換させるに際して、その伝達機能をいかなるものとして転換させるか、である。仮に、大学の史学科の附属文書館、文書室等で、伝達対象を史学科の研究者・研究生に限定するのならば、言語的アクセスに障害を感じるのは利用者側の問題としてすませることができる（もちろん、その文書館に学生の読解教育を担わせることは別の問題である）が、伝達対象＝利用者限定を加えず、一般市民として考えればどうであろうか。建前はそうであっても、実際に読めないのであれば事実上の利用者を限定していることになる。アーカイブズという情報体を介しての、文書館と利用者のあいだの情報伝達を機能させるには、その伝達を可能にするサービス・サポートが必要となってくる。そこに古文書解読講座などの事業が成立する。情報伝達の観点にたつとき、この事業は利用者の情報受容能力向上のための支援として位置付けられることになる。学習グループの活動援助も同様である。また、直接的なレファレンス・サービスとして、程度の差はあれ、難読部分の解読援助や解釈への対応がなされ、解読辞典などの参考図書が備え付けられる。そして、アーカイブズの翻刻や編纂事業が行われる。これは、まさに「翻訳」に対比される言語的アクセスへの支援であり、文書館自ら行う場合もあるし、研究者等による事業の支援という方法もとられる。文書館の情報伝達サービスの機能、具体的にはその受容対象をいかに位置付けるかによって、いわゆる「教育普及事業」や編纂事業は決して周辺的な事業として置かれるものではないことになる。

しかし、この問題はアーカイブズに大きくかかわるものではあるが、固有のものではない。組織や個人の活動にかかわらない古典籍においても生じる課題である。よりアーカイブズに固有といえる課題は、やはり、その組織との関係において生じる。すなわち、特定の組織内のみで了解されている記号や符号、記述上の約束事である。これらは、たとえば、その組織の文書規則で定められていたりするが、個々のアーカイブズのみでは判明しない。また、組織内では常識となっている不文律の慣習によるものも考えられる。

これらは、資料作成時の当事者間では当然の前提であり、第1次情報伝達における言語的アクセスに問題は生じない。第2次伝達においても、同一組織内の伝達なので問題は少ないであろう。しかし、第3次=アーカイブズとして、組織外への伝達となると一気に障害が生じることになる。回議文書に赤色の紙片の貼られているものは「至急ヲ要スル成案」であった、「要再回」の印は合議を受けた課が、その「成案裁可ノ如何ヲ知ラントスルトキ」に押されたものであった²⁰、というようなことは、その事案の重要性や関心のもたれ方などの、文面だけではわからない情報を伝えてくれる可能性があるが、第3次伝達における受信者には理解できず、情報量が減失することになる。

そこで文書館では、この組織内言語法則ともいうべき規程を含んでいる文書規程などの体系化と的確な提示、あるいは、調査研究活動による解明と提示が必要とされる。これらは、前近代の書札礼のように一般性を持ち、研究・解明のなされていくものもあるが、特定の組織体固有のものとなると、利用者の学習に委ねることは困難となる。このレベルとなれば、ほとんど個々の文書館にのみ可能なアクセス援助ということになる。まさに、アーカイブズ特有の言語的アクセス上の障害となるものであり、豊かかつ正確な情報を利用者へ伝達するためには、このサポートを文書館にとって不可欠なものとしなければならないだろう。

3-1-2 概念的アクセスのサポート

言語的にはアクセス可能でも、記されている文面のみでは何もわからない、記されている事態の経過や事情がわからない、というケースも十分に想定される。第1次伝達の当事者間での理解を前提として

生成されたものであり、文書館の利用者への伝達など想定されていなかったのだから、それは当然である。第3次伝達において第1次と同等の情報理解を得ることは困難といえる。しかし、極力近づけることはできるし、それを可能にすることこそが文書館の役割ともいえる。利用者が、第1次伝達の際にまで遡行し、アーカイブズから事実・実態を浮かび上がらせることを最大限可能とする条件の提供を、文書館は追究しつづけなければならない。

その際、一点一点の資料一般にもどってしまっただけでは、第1次伝達の基本環境に遡行することは困難となる。ここに、組織あるいは個人の活動のなかでの所産であり、そこで蓄積されてきたことにこだわる理由がある。一通の認可書は、何を認可したのか、という情報さえも伝えないかもしれない。これにその申請書がセットされれば、認可の対象に関する情報を知ることができる。その認可の稟議書は、その事案に対する行政体の認識を示し、決裁区分や保存年限もその事案への評価をうかがわせる。さらに他の認可稟議のなかに位置付けられることにより、その事案の一般性・特殊性などの位置付けに及ぶ。その稟議担当セクションの他の資料のなかに位置付けられていることにより、その認可事案の、その当時の行政や社会における位置付けや認識、他の事業・社会現象との連関をうかがわせることになる、というように、第一次伝達の際に遡行するためには、資料が組織的な群として第1次伝達の際に再現できる体系を維持していなければならない。ここにおいて、出所原則、原秩序尊重の原則、原形保存の原則等が必要とされる。これらにより、第2次から第3次への転換における情報減失を防ぐことになり、そこからさらに第1次への遡行を可能とする条件を維持し、利用者へ提示できることになる。

しかしながら、ただ単に原形等が保存維持されているのみでは、利用者が資料を群として全体的に把握し、調査することは困難である。整理あるいは調査研究の成果として文書館が提示することが必要とされる。そこにアーカイブズ固有の、それでいながら一般利用に即応する目録編成や記述が求められることになり、ISAD (G) [General International Standard Archival Description / 国際標準：記録史料記述の一般原則] 等の試みが生まれる。

既に完結した、たとえば名主家文書などでは、その資料群自体の調査・整理、あるいは現地調査や聞

き取り調査から、第2次伝達、さらには第1次伝達の環境への廻行を可能にする情報を引き出し、提供して利用者の概念的アクセスの障害を少しでも除くことが求められる。

現在も生成が継続している行政文書などでは、第1次から第2次、そしてアーカイブズとしての第3次にいたるライフ・サイクルを、文書館が正確に把握し、主務課や主管課などの各段階における管理方法、各転換期＝引継・移管における引継や廃棄のリストを把握することが求められる。第3次への転換における評価選別というフィルターによって廃棄された資料の、一定度の情報（リストなど）も、それ以前への廻行のためには不可欠となる。

さらにこの考えを進めれば、文書館が第1次、第2次の伝達機能の在り方にまで関与することに至る。概念的アクセスを助ける情報を集め、廻行に資するのみならず、第3次伝達における概念的アクセスが可能となるように、第1次伝達や第2次伝達段階の在り方を制御するという発想である。過去に例をとれば、秋田県では明治8（1875）年、各課・警察掛に次のような庁中達を出している²¹⁾。

諸課各掛事務取扱ノ原稿ヲ以テ直ニ本県ノ記録ト致候儀ニ有之候処、諸務原稿塗抹傍書等有之候テハ不体裁ニ候条、自今各掛ニ於テ前件錯雜ノ記載方無之様注意可致候事

これは、稟議文書の案文（第1次伝達）がそのまま「本県ノ記録」（第2次伝達）に転換することを前提にした文書作成を命じたものである。また、同年の「秋田県庁書類編輯取扱規則」には次のような規定がある²¹⁾。

各掛日々事務取扱ノ書類、結局ニ至レハ毎件其首尾ヲ全フシ、若シ其事面語ノミニテ書類中ニ於テ求ムヘキ無キモノアラハ其訳ヲ記シ検印ノ上記録掛ニ付スヘシ、但シ記録掛ニ於テハ之ヲ通覧シテ、其首尾全備セザルモノアレハ直チニ其掛ニ督責スベシ

これは、通時的な時間間伝達である第2次伝達の「記録」は、単に第1次伝達の「書類」をそのまま転換させるのではなく、第2次伝達の機能を十全に果たせるよう補完することを求めたものであり、各段階における記録掛の強い関与がうかがわれる。

このような関与が文書館に可能ならば、概念的アクセス上の障害はかなり軽減されることになる。媒体の電子化や情報公開制度の導入は、概念的アク

セスをますます困難にする危険性をはらんでいるが、逆に文書館がそのライフ・サイクル全体に関与を及ぼす好機ともとることができる。

いずれにせよ、これらのサポートがあつてはじめて、アーカイブズという資料は有効な概念的アクセスを可能とする性質の資料であると考えられる。それゆえ、アーカイブズの特徴を真に引き出すためには、組織における「記録管理」（第1次、第2次伝達段階）から連続性を持つ体系にあることが求められ、それゆえに文書館は、各組織ごとに設置されることが望まれるし、逆に文書館が本来的な機能を最も有効に果たしえるアーカイブズは、生成を継続している設置母体組織のもの、といえる。

3-2 指示的アクセスと物的アクセスのポイントから 3-2-1 アーカイブズ目録が対象とする情報伝達機能段階

館蔵資料の検索においても、情報伝達機能の転換を重ねるアーカイブズの特徴を押さえたものが求められる。たとえば、図書の場合は、その著者（出版者）が読者の選択に資することを目的に、表題そのものに情報を込める。それは、図書館での検索に要する情報の目的にほぼ合致してくると思われる。これに対し、アーカイブズでは第1次伝達での伝達目的と、第3次伝達で利用者が求めようとしている情報獲得目的とは合致しない。よって、表題をはじめとする各資料生成時のデータを正確に提示できたとしても、利用者を必要としている情報体＝アーカイブズに導きえるとは限らないのである。

また、目録はその編成構造や記述により、前記のように概念的アクセスの援助を行う役割の中心になるべきツールでもある。資料群・組織の階層構造の表現、必要十分な記述などが求められることになる。その電子化、標準化にも向け、世界的規模で研究と試行が繰り返されている。しかし、この概念的アクセスの援助のための要素は、「誰でもが、早く、簡単に必要とする資料にアクセスできる」という指示的アクセスの目指すところの「わかりやすさ」「使いやすさ」と合致するとは限らない。本来は、アーカイブズという資料は、階層構造の位置付けや記述があつてこそ、真に必要な資料が確定できるものであろうから、矛盾はないはずである。しかし、はじめて「古文書目録」「行政文書（公文書）目録」を手にとった利用者が、すぐにそこから検索できる

とは限らない現状もある。これも、文書館による第3次伝達の対象・機能をどう設定するかによって異なることになるが、ここに様々な模索がなされる所以のひとつがある。

日本のアーカイブズ目録は、いわゆる「古文書目録」と「行政文書（公文書）目録」では、基本としている伝達機能の段階が異なっている。「古文書目録」では、第1次伝達の機能を基本的な対象単位としているといえる。すなわち、目録本文の記述単位が第1次伝達に使われた書状、願書、出納帳といった、その時点でのものが基本となっている。近年では、これに第2次伝達機能への転換に際して加えられた「紐で括る」「袋に入れる」「容器に入れる」という要素をかぶせるものが増えてきている。すなわち、そのまとまりを目録上で示す、まとまりを1整理番号単位とし、第1次伝達機能段階の単位は枝番号にする、などである。この要素により、検索者は、いきなり第1次機能に戻されることなく、第2次機能を理解し、それを通して第1次機能に至ることになるので、その環境に、より接近しやすくなる。

なお、たとえば袋のなかの単位までは記述せず、「質地出入一件袋入り30通」としているものもあるが、これは、第2次伝達機能段階を整理・記述したということになり、同一の目録の中で、第1次伝達機能を示した部分と第2次機能を示した部分が混在することになる。

これに対して「行政文書（公文書）目録」は、第2次伝達機能段階を対象としている。多く、「簿冊目録」と「件名目録」が作成されているが、「簿冊」は第1次伝達段階には存在しない単位であり、第2次伝達機能へ転換させ、時間間伝達を可能ならしめるために付与された単位である。また、「件」は、第1次伝達段階で成立している場合と第2次伝達に際して付与される場合がある。より正確にいうと、第1次伝達内が細分される。住民から行政体への申請書は、それ自体が最初の情報伝達であり、資料としても申請書という1個体を成立させている。しかし、行政体では、このレベルの資料に処理案や起案用紙なる様式を付し、あらたに稟議書という資料個体を作成し、組織内での情報伝達を行う。ここでは、申請書などはその一部と化す。第1次伝達のなかに、1—1、1—2というような細分された段階があり、資料は重層性を示すようになる。「件」は、この稟議書となった単位で付される場合もあれば、

大きな事案では、このような稟議書が幾通も作成され、事案全体の完結後にまとめて一件とされることもある。前者の場合は第1—2次伝達段階で「件」が成立し、後者の場合は、第2次伝達に転換させる際にまとめられ「件」が成立することになる。上記の古文書の例に比せば、「質地出入一件」が件名であり、その袋は（収められている件名が1件の）簿冊に該当するということになる。

このような差異は、現状の物理的単位の違いに規定されたことによって生じているものと思われる。明治政府はいち早く文書規格の統一を布告し²²⁾、このことは、筆写編纂により新たに「記録」を作成しなくとも、原文書そのものの編纂により「記録」が作成できる、という「記録管理」=第2次伝達機能の革新を生んだといえる。そうして生まれた簿冊は、形態的には近世の御用留などの帳簿と類似しており、整理上の1単位として素直に受入れやすかった、ということが考えられる。

その後のアーカイブズ・サイエンスの導入・進展などにより、前述のように「古文書目録」では第1次と第2次の両機能を示すものが増えてきている。一方、「行政文書（公文書）目録」で第1次機能段階の単位（上記の第1-1次段階や複数の稟議書から成る「件」における個々の稟議及びそこに含まれる第1—1次段階）まで溯った目録はほとんどみられない。もちろん、それぞれの機関のおかれている条件的制約という、現実的な面が大きいことはもちろんであるが、情報伝達機能の面からみてもそれは責められることではなく、自然なことであるように思われる。第1次伝達の当事者主義に基底された条件に比し、第2次伝達は、すでに時間間伝達を前提とし、その通時的流れの各所でアクセスしてくる第三者に空間的伝達をなそうとするものであり、それを可能とする一定度の装置を付加しているからである。「質地出入一件」と書いた袋にまとめて入れることも、第1次伝達段階の資料単位を事案ごとに「件」としてまとめ、「件名」を付して検索に便し、さらに簿冊というより大きなまとまりをつくることなども、それにあたる。これらは概念的アクセスをサポートする重要な要素であり、これを無視して第1次段階に直行することは考えにくい。第2次伝達段階を正確におさえ、利用者に伝えることが第一義といえる。さらに溯るのは、その次の段階であろう。

いづれにしても、指示的アクセスと概念的アクセスのより高次元での調和への模索がさらに必要かと思われるし、その際には、扱おうとしている対象の伝達機能段階の認識をあいまいなままに行わないことが必要であろう。横山伊徳講師が示された、階層構造によりながら、各階層において次の階層におけるルートと、用語検索に移るルートを選択する、というコンピュータによる検索システムは、指示的アクセスと概念的アクセスの本来あるべき目的一致を目指す試みのひとつと感じながら聴講させていただいた²³⁾。

3-2-2 指示的アクセスの保証

指示的アクセスと物的アクセスは、利用者が資料とコミュニケーションをとることを可能にする前段階のアクセスであるが、図書などの資料に比し、アーカイブズにおいては、なかなか求める情報をコミュニケーションしてくれる資料に行き着かないことが多い現状にある。

その原因はいくつか考えられるが、まず、指示的アクセスに関していえば、目録などの検索手段の「わかりやすさ、つかいやすさ」という問題があるが、これに関しては前節に述べたところであり、別個に論ずべき大きな課題である。

もうひとつは、検索手段が作成されていない、いわゆる未整理という問題がある。前節で述べたような検索手段そのものの模索、読解や編成に専門知識や多くの時間を要するという性格、そして物理的保存措置の必要等から、資料一般のなかでは利用を可能にするまでに時間がかかる性格のものであること、それでいながら、それに対するスタッフ、施設・資材等が不足している、といった所与の条件がある。

また、前述してきたような概念的アクセスのサポートを、目録編成や記述に求めれば求めるほど、その完成・提供は遅れるという矛盾もきたす。いかに調和点を見だし、最低限のアクセスを出来る限り早い時期に保証するか、の検討・実行が、それぞれの機関のおかれた個別環境のなかで進められねばならない。その際、伝達機能の転換を遡るという認識過程は、直接的な目録の編成表現に限ってのことではなく、調査・整理の工程においてもいえるものであり、段階的な整理、目録・検索手段作成の課題につながる²⁴⁾。この情報機能の転換を遡る形で目録を

考えていくことは、いきなり一点単位の詳細な目録を求めはしない。鈴江英一講師の「資料整理論①」で話題になった「簿冊目録」と「件名目録」の中間に位置するような目録の考え方も想定される²⁵⁾。

3-2-3 物的アクセスの保証1

より大きな問題は、物的アクセスを保証できるか、すなわち、資料が残されているか、である。まず、行政文書などの親組織の資料の場合を考えてみる。我が国の文書館にとって現在の最も大きな課題のひとつは、組織で作成される文書の全体を評価選別の対象となしえることであり、その作業が十分な環境(期間、スタッフなど)のもとでなされることであり、そして、その評価選別の基準である。たとえば、利用者が県庁組織のファイル基準表により指示的アクセスをなし得たとしても、その資料が文書館の選別対象とならないままに廃棄されていれば、物的アクセスは不可能となる。不十分な環境での不本意な選別作業のために廃棄されていても同様である。

他館からの借り出しや複製という方法によりえない資料が大きな部分を占めるアーカイブズにとって、物的アクセスの問題は根源的な問題となる。情報伝達・提供の問題は、単に提供の場・段階に限定されない。『JLA図書館情報学テキストシリーズ4 情報サービス概説』は、情報サービスに関する研究は情報の生産、加工、流通に関してのものであるが、図書館はそのサービスが提供される場に限定した検討が加えられるとするが²⁶⁾、これに比していえば、文書館は情報の生産、加工の段階に積極的に関与しなければ、即座に資料の不存在=物的アクセスの不可能につながる、といえる。他の情報体に特立する大きな特徴がここにある。

なお、養成課程の「評価・選別論」においても、廃棄した文書の目録や選別基準の公開の必要性が議論された²⁷⁾。作成された文書の全体像と、そのなかでの選別文書の位置付けを示すことにより概念的アクセスを援助するものとして、評価選別以前の各段階での目録も含めての保存・公開が求められるものといえよう。特に、評価選別の結果廃棄された文書の目録による指示的アクセス結果のヒット確率は、文書館による情報伝達、すなわち第3次伝達にとって必要と予想した基準と、実際の要求のズレを示すものであり、その機能や評価選別の基準を再検討す

る材料ともなる。一般的レファレンス動向も、評価選別の基準の再評価に際して、何が求められているか、のひとつの指標となろう²⁸⁾。

3-2-4 物的アクセスの保証2-レフェラルセンター機能

自館の資料のみでは物的アクセスに答えられないことは非常に多い。特定の組織や個人の活動に固有の資料であり、複数性の少ないアーカイブズの性格からは当然に想定されることである。文書館に資料を求めにくる人の多くは、たとえば県行政文書というアーカイブズを指定して来館するというよりも、その県という地域に関わる事象を調べており、それゆえ、県立文書館に求める資料があるのではないかとアクセスしてくるほうが一般的である。その際、まず館収蔵の資料への指示的アクセスがはかられる。その結果として該当がない場合に、その先の物的アクセスをどう考えるか、である。「うちにはありません」で済ませるのではなく、より積極的にこのアクセス保証を考えたい。アーカイブズという資料においては、求められている情報要求に必要な資料が複数の機関にまたがって収蔵されており、一館では満たしえないことの方が一般的であるからである。図書ならば国会図書館等の他館資料へのアクセスがはかられ、さらに取り寄せ等による物的アクセスがとられるかと思うが、アーカイブズとなれば、そうはいかない。

考えられる対応事業が、とりあえずふたつ考えられる。ひとつは、自館の収集対象の再評価である。従来の収集対象範囲で、自館の設置目的-情報伝達・サービスに見合っているか、である。もちろん、それはむやみに広げるべきものではない。しかし、たとえば自らの行政体の行政文書を主とする場合においても、現在収集選別対象となっている行政文書群がその行政活動を十分に伝えられるだけのものではないとすれば、①作成からのサイクルに文書館が関与できるような体制をめざす、②行政文書のみでなく、首長をはじめとする主要職員等の個人資料を収集対象範囲に入れる、③同様に関係者のオーラル・ヒストリーを収集対象範囲に入れる、などの検討が考えられよう²⁹⁾。

もうひとつは、レフェラルセンターとしての機能であろう。都道府県域の事象に関わるアーカイブズは、その都道府県域の様々な機関・個人によって、

それぞれの目的・機能に従って管理され、提供されている。本来的に一機関に集中管理できるものではなく、国会図書館のような存在はありえない。都道府県域全体を保存庫とし、その所在データの集約によりバーチャルな文書館を考える必要がある。これは、市町村域においても同様に考えられ、市町村→都道府県→国といった、そのデータの積み重ねが必要とされる。この積み重ねを捨象し、たとえば国が直接の集約を行うことなどは困難である一方、関係資料はその域外にも所在するため、自治体域のみの集約では完結しないからである。

レフェラルサービスとは、狭義には「図書館所蔵の資料だけでは利用者の求める情報を十分に提供できない場合、外部の専門機関や特定の専門家に問い合わせる情報を入手するサービス」であり、広義には「同様の状況で専門機関や専門家を直接利用者に紹介し、図書館は求められた情報そのものを提供しない場合」をいい、その専門機関をレフェラルセンターという。アメリカ議会図書館のそれは、合衆国全体の調査研究のために官庁資料を所蔵している図書館を案内・指示する。欧米では図書館と別に存し、図書館・各種専門機関・ドキュメンテーションセンター・特定個人などの情報源を紹介するという³⁰⁾。

この欧米の例は、アーカイブズも含んだ資料・情報源を対象としているように思われるが、上記のようなアーカイブズという資料の特性こそが、このようなレフェラルサービスを必要とするし、それによってこそ「地域史料」の総合的な保存・利用は可能になる。独立のレフェラルセンターは困難にしても、地域の連絡協議組織などによるデータベース・ネットワークの組織化を進めることにより、いずれの所蔵機関においてもレフェラルサービスが可能となることが理想であろう。そうして構築されるレフェラルサービス・ネット網こそが、その地域の「(バーチャルな)地域文書館」を実現させるように思われる。

3-3 セキュリティと情報公開

以上、4つのアクセスを通して、積極的に情報の伝達・提供を促進する観点で文書館の業務・体制をみてきたが、その一方で、公開制限による一定の情報保護も考えねばならないのは、もちろんである。生成時には閉鎖された当事者間での情報伝達であっ

たものを機能転換させたもの、というアーカイブズの特質を考えれば、転換後の情報発信者がその伝達の可否を判断し、責任を負わねばならない。これは既に公にされている資料を対象とする情報管理／サービス機関とは異なる性格であり、はじめて公にするという「名誉と責任」を担うものとなる。いかなる情報は、いかなる時間間伝達を経た後に、空間間伝達をも許容することになるのか。そして、その空間間伝達の対象範囲の拡大も、やはり時間経過が関与してくることになると考えられる。その具体的検討は、それ単独の大きな課題であるので、ここでは問題の指摘にとどめたい。

また、情報公開制度の導入は第2次伝達機能を変化させ、この段階での情報要求・受信者が組織内から組織外へと拡大し、その要求目的の制限をなくすことになる。前述の「名誉と責任」は、情報公開制度による第2次伝達機能の大きな変化により、文書館より早い段階で担われる傾向にあるといえる。国では、政令による文書管理の整備が急務の問題となっているが、これはこの第2次伝達の機能変化への対応といえ、組織外一般の市民でも情報体にアクセスし、また、その情報が組織内の共通理解基盤に立たない要求者にも、十分に理解できるものとして伝達されることが求められるわけである。このことは、行政文書という情報体のあり様や、これまでの伝達機能の転換システムにも当然変化をもたらすものであり、その変化は第3次伝達にとって有効なものとは限らない。第3次伝達の観点から、第2次伝達、さらには第1次伝達の制御に関与する必要が、ここでも求められているといえるが、これも別個に考えられるべき大きな課題である。

4 おわりに

以上、アーカイブズという資料を情報体一般のなかに一旦戻すことにより、その情報伝達の機能的観点から、資料一般のなかで特立される性質を考えた。次に、情報管理／サービス機関における、アーカイブズによる情報提供を、バックランド氏の提起する4種のアプローチを導入ポイントにして考察した。その考察からは、アーカイブズの資料特性は、4種いずれのアクセスを保証するのにも、様々な提供側の援助・サービスを要すると考えられた。

この作業において、その提供・援助・サービス者

を文書館と特定せず、やはり情報管理／サービス機関一般のなかに一旦戻して考えた（とはいっても、その比較は主に図書館に限られた。高山講師の「類縁機関論」に触発され、私なりの図書館に対する知識で、その類縁機関として文書館を見直す作業であったといえるかもしれない）。その情報伝達機能的考察だけからいえば、アーカイブズへのアクセスを可能とするための、それ特有の条件を実現しえる環境（理論、スタッフ、施設等）を有する情報管理／サービス機関が求められるのであり、そこに文書館という独自の情報管理／サービス機関を成立させることになる。それは、その環境さえ整えば、いずれの情報管理／サービス機関がアーカイブズを扱ってもかまわないということにもなるが、逆に言えば、そのような情報管理／サービス機関は、固有名詞の如何に関わらず文書館である（でもある）といえるか。

もちろん、これは全くの一面からの見方であり、物理的保存管理などの様々な要素の複合で考慮しなければならないことはもちろんである。しかし、ことに現在生成を継続しているアーカイブズに関しては、情報伝達の観点だけからしても、組織内におけるその発生から流通を把握し、関与していくことが求められることになり、そこに文書館を情報管理／サービス機関一般のなかから特立させる必然性を生み出しているといえる。

*

本稿は当初、情報伝達の観点から資料としてのアーカイブズを見直し、次に制度・機関としてのアーカイブズ（文書館）の各事業（収集、整理、保存、利用など）のそれぞれを、やはり情報伝達の観点から見直してみようと考え、中間報告でもそのようなレジュメを作成した。しかし、その後の検討時間の欠如と紙幅の制限から困難となり、情報伝達という観点からは最も直接的な利用・提供の場において考察することとなった。その際の作業は「人が知識を獲得する過程が検索ベースのシステムごと大きく異なっていると考えた方がよいという理由はない」というバックランド氏の言葉に従い、同氏の著書と高山講師の講義の理論に則って行った。

結果として、利用・提供のアクセスを考えていくなかで、自然に収集や評価選別、記録管理や情報公開への関与、整理・保存の原則、あるいは「地域史

料」へと論が及ぶことになった。このことは、情報伝達という観点からアーカイブズを改めて見直してみる作業も、あながちの外れではなかったことを示しているのかもしれない。

ただ、そのなかから出て来たものに取り立てて新しいものはなく、それは従来から繰り返し言及されてきた考え方であり、問題点にすぎない。たとえば、「情報伝達機能の第1次から第3次への転換」は、単に記録のライフ・サイクルの言い換えにすぎないといえよう。

結果はそのようなものであったが、このような整理を一度してみたいと考えていた。幕末期の農村の情報環境や明治期の府県における編纂事業を情報処理として考えてみるなどの作業をしてきたが³¹⁾、それは資料管理のなかからの問題意識に発したものであり、単に資料認識の問題ではなく、資料管理にもどってくるものとの意識があった。今回、公刊されるものではない研究、という少しばかりの気楽さから、また、高山講師の講義によりアプローチ・ポイントを得たことにより、このような作業を試みさせていただいた。それでいながら、実際に検討するような時間をとることができず、日常的に抱いていた考えを並べたにすぎない結果となった。指導講師をお願いした高山先生や評価にあたっていただける大濱徹也先生、山中祐之介先生をはじめとする方々には大変に失礼なことであったが、自分なりの整理としていい機会であったと思っている。

最後になりましたが、上記のような身勝手なテーマにもかかわらず、ご指導をいただきました先生方にお詫びとお礼を申し上げますとともに、このような機会を与えてくださった国立公文書館、埼玉県教育委員会、吉田於菟彦埼玉県立文書館長、そして、私の養成課程参加や本稿執筆のために多大な援助をくださった、史料編さん課をはじめとする職員の皆様と家族に、心より感謝申し上げます。

註

- 1) 平成10年度公文書館専門職員養成課程配布資料「公文書館専門職員養成課程修了研究論文の作成及び修了証書の交付について」
- 2) 日本では、慶應義塾大学が1968年度に文学部の「図書館学科」を「図書館・情報学科」と改称、「三田図書館学会」も「三田図書館・情報学会」と改称している。な

お、上田修一氏は、「図書館情報学は一つのまとまった分野として考えるには無理があり」「研究面では、図書館学と情報学は四半世紀を過ぎても、別個の存在でありつづけた」としている（『図書館情報学の双面性—用例と使用頻度からみた図書館情報学—』日本図書館情報学会研究委員会編『論集・図書館情報学研究の歩み 第18集 図書館情報学のアイデンティティ』日外アソシエーツ、1998年）

- 3) 石上英一氏は、メッセージ・搬送体・様態の3要素からなる概念として「史料体」を提起し、「言語伝達行動を「伝達科学」における「メッセージの交換」の一部とし、「メッセージの交換」を音声言語・書記言語・身体演技を総括する情報伝達行動ととらえ、書記言語による情報伝達行動の中に史料体による情報伝達行動を位置付けている」（『日本古代史科学』東京大学出版会、1997年）。また、山下有美氏は、「人間の意思を情報としてある対象に伝達する物体」として「書面」を定義し、古文書学で定義する「文書」「記録」「帳簿」といった区分を、情報の伝達対象が他者か自己か、空間的移動か時間的移動か、による「書面」の機能分類として整理した（『文書と帳簿と記録—一定説的古文書学をめぐる諸問題—』『古文書研究』47、1998年）。このほか、歴史学では西岡芳文氏「『情報史』の構図—日本中世を中心として—」（『歴史学研究』625、1991年）、「日本中世の〈情報〉と〈知識〉」（『歴史学研究』716、1998年）、図書館・情報学では村主朋英氏「情報史研究の枠組みと方法論」（『Library and Information Science』32、1994年）参照。
- 4) 「特定研究「記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究」研究プロジェクト計画書（案）」第6稿（『特定研究 記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究 研究レポートNO.1』、国文学研究資料館史料館、1997年）
- 5) 「アーカイブズの課題と中世史料論の状況」（註4前掲書）
- 6) M. K. バックランド氏著、高山正也氏訳『図書館・情報サービスの理論』勁草書房、1990年、28頁・294頁
- 7) 具体的には『埼玉県史料叢書』の編さん刊行事業（正式の事業名は「埼玉県政史料・新出重要史料刊行事業」）のこと。このうち、現在は明治・大正期の県政史料として「府県史料」のうちの「埼玉県史料」（正本は国立公文書館内閣文庫、副本は埼玉県立文書館収蔵）及び埼玉県行政文書のうち「県誌資料」「河川調」「知事更迭事務引継書」などの簿冊を編さん刊行している。

- 8) 編さん上の実務については拙稿「こんな本をつくっています 行政文書を簿冊そっくり活字にするということ—河川調から—」(埼玉県立文書館『彩の国さいたま史料編さんだより』2、1996年)、「同「埼玉県史料」が編さん史料であるということ」(同4、1998年)
- 9) この関心からの拙稿は「明治期県庁の情報処理—文書の記録化と歴史の編さん—」(埼玉県立文書館『彩の国さいたま史料編さんだより』3、1997年)、「「府県史料」編輯期における記録と編輯の職制—秋田・埼玉両県の比較レポート—」(同『文書館紀要』10、1997年)、「「府県史料」の性格・構成とその編纂作業」(同11、1998年)
- 10) 慶應義塾大学文学部図書館・情報学科『「情報」概念をめぐる基礎的検討—図書館・情報学分野における情報研究の基盤として—』1993年、石神まり氏「「情報」の日常的な用法からみた意味」(『Library and Information Science』32、1994年)
- 11) 同氏「情報産業論」(『中央公論』78-3、1963年)。なお、同氏はその後の「情報の文明学—人類史における価値の変換」(『中央公論』103-2、1988年)では「情報はあまねく存在する。世界そのものが情報である。」としている。ともに『情報の文明学』中央公論社、1988年所収。
- 12) 文書館用語集研究会編・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修『文書館用語集』大阪大学出版会、1997年。同書は「世界レベルでの文書館用語集(国際文書館評議会・ICA刊)の訳語と日本独自の史料保存と周辺用語を加える」という構成で成り立っている。
- 13) 『文書館用語集』では、「史料」の項で、ICA用語集の“archives”の訳としての定義のほかに「訳注または追加説明」として、「歴史研究に利用可能なすべての記録・モノ情報資源。または、歴史研究のための文字記録情報。」という定義をあげている。歴史研究を目的とした際の資料という用法であり、日本ではひろくこの方が一般的である。この場合も、前者は「モノ」までを含み、後者は含まないという違いがあり、いわば前者は「歴史資料」「歴史材料」の略、後者は「史=ふみ」の意として解釈することができるのであろうか。
- ここでは、「個人あるいは組織の」云々は言われておらず、「歴史研究のための資料一般」という表現となっている。しかし、実際に歴史研究の資料となるものは、大半が人間の生み出したものであり、自然環境を含めた「景観」などを除けば、「個人または組織がその活動のなかで作成または収受」したものの、ということになる
- う。また、「蓄積」「継続的に利用する価値があるので保存された」という点からすると、偶然性により残されたものの中にも歴史研究の貴重な素材となっているものもある(木簡などはその好例といえるし、銘文などの金石文の機能を「継続的利用」と捉えるかどうかは微妙なところがある。「利用」に個人の「思い出に浸る」という行為等を含めるものなのかも問題となろう)が、これらを例外として許容し、「記録史料」と、「記録」を冠することにより「モノ資料」と峻別すれば、「記録情報資源」「文字記録情報」は、ほぼアーカイブズと一致することになるか。「歴史研究の利用」「歴史研究のための」という目的の限定性をはずせば、両者はほぼ重なってくるのかもしれない。
- しかし、アーカイブズが情報体であり、文書館が情報管理/サービス機関であるとの観点からみたとき、そこでは、一定の限定性を持たない利用を前提とした情報の管理・提供の体系として考えるべきであろう。歴史研究に限らず、一定の目的の利用においては、その利用目的に応じて資料の有効性は異なったレベルで決定されてくることになる。これに対して、文書館の資料評価・体系・認識は、研究の目的・分野、学問の体系を離れて考えられるべきものとして、本稿では区別して考える。
- 14) ジャン・ファヴィエ氏著、永尾信之氏訳『文書館』白水社文庫クセジュ、1971年。
- 15) 前掲註12『文書館用語集』によるICA用語集の訳。
- 16) この点を古文書学の一般的な概念と対比して整理してみると次のようになるかと思われる。すなわち、古文書学では「甲から乙に対して、甲の意志を表示して交付するもの」(『古文書用語辞典』柏書房、1983年 高橋正彦氏執筆「古文書」の項)を「文書」、「原則として自己(個人に限らず機関の場合も含む)の備忘のために書きとめたもの」(『国史大辞典』第4巻、吉川弘文館、1984年 橋本義彦氏執筆「記録」の項)を「記録」と定義する。すなわち、本稿の情報伝達の観点に読み替えば、「文書」は共時的な空間間伝達を果たす情報体であり、「記録」は通時的な時間間伝達を果たす情報体といえるかと思う。しかし、古文書学での「文書」と「記録」はその生成時に規定されるが、近現代の組織における管理では、同一の情報体が「文書」から「記録」に機能転換する(本文の「第1次情報伝達機能」から「第2次情報伝達機能」への転換に対応する)。たとえば、昭和6年5月制定の「外務省文書編纂規程」では「公信、半公信、覚書、口上書、電信、国書、親書、条

約書、取極書、契約書、諸帳簿其ノ他公務ニ関スル一切ノ書類」を「文書」、「処理済文書」を「記録文書」、「記録文書ヲ編纂シタルモノ」を「記録」と規程し、同一の情報体の、その機能段階による転換を「文書」「記録」という語で使い分けている（この「文書」と「記録」の関係には、“document”と“records”の関係に近いニュアンスも感じられる）ことが紹介されている（柳下宙子氏「外務省記録総目録」の刊行を終えて一目録刊行作業で学んだ「外務省記録のこゝろ」『外交史料館報』6、1993年。なお、今回の外務省史料館での講義「日本の公文書館」1999年1月29日）で配布された規程等にみられた「記録」の語の用法は、現在においてもこのような認識が生きていることを感じさせた。ここまでの明確な用語規程まではいかなくとも、他の官庁にも一定程度みられたと思われる区分の考え方である（渡辺佳子氏「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」安藤正人・青山幸幸両氏編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年）。これは近現代に限定されるものではなく、近年の文書管理史研究は、前近代における意図的な文書の保存機能を明らかにしており「文書」と「記録」の統一的な把握が必要とされているように思われる。註3の山下有美氏の研究はその最新の成果といえる。一方、「組織体に蓄積・保存・管理されてきた諸記録資料を取って区別をつけないで対等に扱い、その総体を組織体の活動結果の記憶装置と捉える」（富田正弘氏「中世史料論」『岩波講座日本通史』別巻3、岩波書店、1995年）と評価される文書館においても、その蓄積の過程での機能転換が、古文学でいう「文書」から「記録」への転換ともいうべきものであることは認識する必要があるように思う。

- 17) 行政体組織においては、情報公開制度が従来のこの前提を崩してきており、本稿で述べている第2次伝達と第3次伝達の機能関係は、既に変動を生じてきている。この点につき、本稿では3-3でわずかに言及するにとどまる。
- 18) 註6前掲書第9章「知識の獲得」9.3「知識獲得の障害」
- 19) 註6前掲書第19章「図書館類縁の情報サービス」19.1「検索に基づく情報サービス概論」
- 20) 明治31年改正「埼玉県外務細則」（埼玉県立文書館収蔵埼玉県行政文書明1943-40）
- 21) 秋田県公文書館収蔵秋田県庁文書11104
- 22) 明治2年12月13日太政官布告。鈴江英一氏「古文書

あれこれ30 野紙の歴史一美濃紙ヲ止メ半紙野ヲ用フルノ義伺一」（『赤れんが』32）参照。

- 23) 横山伊徳氏講義「情報組織論」（1998年12月10日）
 - 24) 高山正也氏講義「類縁機関論」5.1「図書館業務の基本原則（by D. Urquhart）（9）図書館サービスは収獲遞減の法則に従う」に通じる。安藤正人氏「史料の整理と検索手段の作成」（国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、1988年）、「記録史料目録論」（『記録史料学と現代アーカイブズの科学をめざして』吉川弘文館、1998年）参照。
 - 25) 埼玉県立文書館編『埼玉県行政文書総目録』の第2集以降は、簿冊を単位としながら「件」内の、検索者が求める資料を特定するのに有効と思われる情報（申請者、該当地名など）を一覧的に付与する形態をとっており、ひとつの事例になると思われる。原由美子氏「行政文書整理試論一『総目録』第2集を編集して一」（『文書館紀要』1、1985年）参照。
 - 26) 小田光宏氏編著、日本図書館協会、11頁。なお、長澤雅男・戸田慎一両氏編『図書館員選書17 図書館学研究入門 領域と展開』（日本図書館協会、1990年）は、「図書館は情報流通のプロセスの一部をなしているものであり、図書館および図書館が所蔵している資料に付いて理解するには、情報の流れを、図書館の外側、言い換えれば情報流通プロセス全体というより大きな枠組みでとらえなければならぬ」（45頁）としている。
 - 27) 樋口雄一氏講義「評価・選別論①」（1998年12月7日）、水野保氏司会「評価・選別論③」（1999年2月2日）。
 - 28) 評価選別の基準を情報伝達の観点からみると、時間的経過のなかでその価値を遞減させていく情報のなかで、時間的経過に左右されにくいもの、すなわち、一般に「知識」と呼ばれるレベルになりえる情報を選び取る、といいかえられるのかもしれない。この点、抽象的ではあるが、評価選別後の第3次伝達の機能が「誰に、何を目的に」したものであるとして考えられているのか、よって「何を」も規定されてくる、ということが、やはり原点になるように思われる。つまりは機関や制度の設置・事業目的であり、それをあいまいにしたままでは、評価選別基準もあいまいなままであり続ける、ということになろう。
- 一般に行政的価値と歴史的・文化的価値のふたつがあげられるが、個々の資料において、ふたつの価値関係があいまいなままにされている恐れがある。前者の価値のみがあり、後者はないと考えられる場合もある

う。その場合には、行政的な業務価値や財務価値・法務価値の必要年限に限った保存、という措置も考えらる。作山宗久氏はレコード・マネジメントにおいて、法務価値、業務価値、歴史価値のそれぞれが必要とする保存期間の最長の価値に統合する「価値の三位一体化」を述べている(抜山勇・作山宗久両氏共著『文書管理と法務—アカウントビリティへの対応—』ぎょうせい、1997年)が、文書館においても、そのような具体的な情報伝達目的ごとの価値判断が求められてくるのかもしれない。

- 29) 個別機関を越えた組織形態となるが、たとえばアメリカ連邦政府国立公文書館・記録管理庁(The National Archives and Records Administration; NARA)のもとにある大統領図書館(Presidential Library)は、②の部分を担当するものであろう(渡辺佳子氏「第12回ICA大会とアメリカ・イギリスの文書館」京都府立総合資料館『資料館紀要』22、1994年)。また、公文書よりも私文書や「インタビュー」を重視された伊藤隆氏講義「歴史資料論①」(1998年11月30日)、升味準之輔氏講義「近代法史及び行政史②」(1998年12月7日)は、③に関する示唆でもある。
- 30) 小田光宏氏編著『JLA図書館情報学テキストシリーズ 4 情報サービス概論』日本図書館協会、34頁。
- 31) 前者については、「ペリー来航期における農民の黒船情報収集—武蔵国川越藩領名主の場合」(『文書館紀要』5、1991年、『幕末維新論集10 幕末維新の情報』2001年、吉川弘文館に再録、「幕末期における武蔵国農民の政治社会情報伝達」(『歴史学研究』625、1991年)。後者については註9文献。

掲載にあたっての付記

本文にもあるように、筆者は執筆当時、史料編さん課に所属していたが、本養成課程修了直後の館内異動により行政文書課に移った。担当業務も明治期行政文書を主とした史料編さん事業から、行政文書原本の管理にかわった。そこでは、廃棄決定文書からの評価選別や公開基準、情報公開条例や文書管理規程の全面改正に対応した文書館の規程整備、目録データのデジタル化、国際標準の示された資料記述の検討、「電子県庁」構想における電子文書管理システムへの対応など、新たな課題が続出している。本稿で4種のアクセスを保障するための諸課題としてあげたなかでも、筆者の関心は自ずからこれら行政文書の管理を主としたものに向くことになった。その何れもが容易に結論を出し得るものではなく、「勉強中」

としかいえない現状である。これら課題に対する中間報告として、下記に本レポート以後3年間の拙稿を掲げることにより、3年の猶予がありながら成し得なかった改稿に代えたい。あわせて参照いただけることがあれば幸いである。

- 1999年11月「府県史、記録、アーカイブズ」歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』日本図書センター
- 2000年3月「特集 文書館の30年 part 1 県立図書館文書課及び文書部の時代」(共編)『文書館紀要』13
- 2000年5月「公文書館においてはどのような公文書等が保存されていくべきか—第7回都道府県・政令指定都市公文書館実務担当者研究会議報告—Aグループ報告」国立公文書館『アーカイブズ』3
- 2001年3月「公文書館における公開をめぐる諸問題—第8回公文書館実務担当者研究会議報告—Cグループ報告」『アーカイブズ』5
- 2001年3月「特集 文書館の30年 part 2 独立、そして新館の時代」(共編)『文書館紀要』14
- 2001年3月「国立公文書館の養成課程を受講して〈シンポジウム「文書館・アーキビスト問題について」報告要旨〉」『日本歴史学協会年報』16
- 2001年3月「平成11年度刊行都道府県公文書目録」全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『記録と史料』11
- 2002年1月「収蔵文書展 行政情報史の130年—埼玉県設置から電子県庁構想まで」リーフレット及びホームページ
- 2002年3月「平成12年度刊行都道府県公文書目録」全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『記録と史料』12
- 2002年3月「新設館が描く文書館像」全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『記録と史料』12